

## 議会答弁実録

会期： 平成 20 年 2 月予算特別委員会 会派： 05 自民  
日程： 2008/03/14 質問者： 石橋 良三  
発言順： 15 午後 1 番 質問番号： 2-(3)-ア  
担当部局： 50 教育委員会 答弁者： 65 教育長

タイトル： 「子どもの権利条例」の問題について

問：

「子どもの権利条例」は、平成 12 年に川崎市が当該条例を制定して以来、各地で類似の条例が、次々と制定されている。

本県では中四国地方ではじめて、広島市が平成 20 年度中の条例制定に向けて、「広島市子どもの権利に関する条例について意見を聴く会」などを、既に開催している。

子どもが「自分らしく生きる権利」を定めようとするこの条例は、一見、特に問題なさそうに思えるが、実は、家庭や学校における教育の荒廃を助長したり、あるいは崩壊を招く危険性がある条例でもある。

地方自治体が定める「子どもの権利条例」では、子どもの権利を大人と同様の権利として扱い、しかも、無条件で保障している。

しかしながら、我が国の法体系の中では、子どもは保護される立場にあり、断じて大人と対等な権利を行使する主体ではない。

もし、子どもの自己決定権を尊重し、強制や規制、押しつけが禁じられたら、家の手伝いをさせたり、早寝早起きをしつけたり、食べ物の好き嫌いを矯正したりすることは、子どもの人格を否定し、自己決定権の侵害に当たるということになり、しつけや教育は一切、成り立たなくなる。

実際、条例が定められた自治体の、とある公立小学校では、授業中に立ち歩きやおしゃべりをした児童に対して指導を行った教師が、「人権侵害」と認定され、保護者への謝罪を強いられたという。

また、国連の児童の権利委員会に、日本の高校生が派遣され、日本では子どもの権利が保障されていないと訴えたことがある。

そのとき、どのような事実があるのか問いただされたところ、「学校で制服を着ることを強制されている」と高校生が答えると、驚かれ、「制服さえもない子どもたちが世界にはたくさんいる」と一蹴されたとのことであった。

このような間違った「権利」を教え、思想を持たせるような「子どもの権利条例」は、本県が今まで着実に進めてきた教育改革を真っ向から否定するものとなり、是正指導以前の教育体制に逆戻りさせるものである。

そこで、広島市において、中四国地方ではどこにも制定されていない、この危険な条例が制定されようとしている今、この「子どもの権利条例」に対する問題について、県及び教育委員会の認識を、それぞれ伺う。

答：

本県では平成 10 年、当時の文部省の指導を受け、教育の中立性と公開性を明確にし、是正指導の徹

底を図り、それ以前には極めて不十分であった道徳教育の推進に力を入れるとともに、知・徳・体の基礎基本の徹底を図るなど、教育改革を推進してきたところでございます。

学校教育において、お互いの人権を尊重する精神を育むことは大切であります。成長期にある児童生徒にとっては、社会の一員としての自覚と規範意識を培うことが重要であり、問題行動に対する毅然とした指導は、必要不可欠であると考えております。

広島市が検討中の条例につきましては、その内容が明らかになっておりませんので言及できませんが、教育委員会といたしましては、引き続き、是正指導を徹底させるとともに教育改革を推進することにより、知・徳・体のバランスのとれた基礎・基本の徹底を図り、公共の精神を尊び、平和で民主的な国家及び社会の形成に主体的に参画する社会人を育成して参ります。